

2021.9.8

「きのこ採り」のシーズンです 有毒きのこによる食中毒に注意しましょう

例年、秋になると有毒きのこによる食中毒が発生し、そのほとんどが家庭で起こっています。

県では、9月20日から10月19日までの間を「きのこ中毒予防月間」と定め、有毒きのこによる食中毒の予防を呼び掛けています。

次のポイントに注意して有毒きのこによる食中毒を防ぎましょう。

【有毒きのこによる食中毒予防のポイント】

- 知らないきのこは「採らない」、「食べない」、「売らない」、「人にあげない」
- 食べられるきのこの「特徴を完全に覚える」
- 誤った言い伝えや迷信を信じない
 - × 「柄が縦に裂けるきのこは食べられる」
 - × 「ナスと一緒に煮ると毒消しになる」

◆もし、きのこ中毒だと思ったら、すぐに医師の診察を受けましょう。食べたものが残っている場合は、受診の際、お持ちください。

◆長野県ではきのこに詳しい方を「きのこ衛生指導員」として委嘱しています。詳しくは、最寄りの保健福祉事務所食品・生活衛生課までお問い合わせください。
(新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、鑑別相談等の対応ができない場合があります。)

※ 食品衛生法に定める放射性セシウムの基準値を超える値が検出されたことから、野生きのこの採取等について自粛を要請している地域があります。自粛の対象となっている地域については、以下の「有毒きのこにご注意を！」のホームページからも確認できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuchudoku/dokukinoko.html>

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課

(電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp)

・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口

○ 保健福祉事務所 食品衛生相談窓口

【平日：午前8時30分～午後5時15分まで】

相談窓口	電話番号
健康福祉部 食品・生活衛生課	026-235-7155
佐久保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0267-63-3297
上田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0268-25-7152
諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0266-57-2929
伊那保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-76-6839
飯田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-53-0446
木曾保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0264-25-2235
松本保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0263-40-1942
大町保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0261-23-6528
長野保健福祉事務所 食品・生活衛生課	026-225-9065
北信保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0269-62-3106
長野市保健所 食品生活衛生課	026-226-9970
松本市保健所 食品・生活衛生課	0263-40-0705

○ CSF（豚熱）のまん延を防ぐため、皆様のご協力をお願いします。

【きのご採り等で山林に入る皆様へのお願い】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/enchiku/documents/chuikanki.pdf>